

(3)「遠隔授業」の要件について

授業は単位に即した学修時間（1 単位あたり 4 5 時間）を確保するとともに次の要件を満たす必要があります。

【平成 13 年文部科学省告示第 5 1 号】（要約）

- ・多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱い、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業（対面式授業）に相当する教育効果を有すると認められるもの
- ・毎回の授業の実施にあたって、教員または指導補助者が授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用して、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行うとともに、授業に関する学生の意見の交換の機会を確保すること

上記要件において、「文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う」とは、2 つ以上を組み合わせた授業実施が求められると考えられます。また、面接授業（対面式授業）に相当する教育効果を有すると認められるものとなっていることから、教科書、教材等を配信して自主学習を行わせることのみで遠隔授業とすることは要件を満たしません。

次に、(2) に記載のどの ICT ツールを活用したとしても、「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」「授業に関する学生の意見の交換の機会を確保」が可能となるよう対応いただく必要があります。なお、「授業に関する学生の意見の交換の機会を確保」については、「Microsoft Teams」を活用することで確保することが可能です。